

埼玉の木づかいCO₂貯蔵量認証制度実施基準

(趣旨)

- 1 この基準は、埼玉県森林CO₂吸収・貯蔵量認証制度実施要領（以下「要領」という。）第1条で規定する「埼玉の木づかいCO₂貯蔵量認証制度」の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(要領第3条：認証の対象)

- 2 認証の対象となる基準は、以下のとおりとする。
 - ア 木造住宅等
構造材に県産木材を25%以上使用して建てられた木造建築物。
 - イ 内装木質化等
県産木材を3m³以上使用した内装木質化等（下地材、又は家具等の備品を含む）。
 - ウ その他
県産木材活用住宅等支援事業による補助金を交付した木造住宅等。
ただし、内装木質化の区分により申請された物件については、上記イに該当する場合に限り、認証の対象とする。

(定義)

- 3 本認証制度に係る用語等の定義を以下に示す。
 - ア 県産木材
さいたま県産木材認証制度に基づき認証された木材をいう。
 - イ 木造
土台、柱、梁、桁等の主要な骨組みが木造で造られた構造をいう。
 - ウ 埼玉の木づかいCO₂貯蔵量認証（以下「CO₂貯蔵量認証」という。）
要領第5条に規定する認証を行い、埼玉の木づかいCO₂貯蔵量認証書（以下「認証書」という。）を交付することをいう。
 - エ 施主
住宅においては個人が自ら居住するため、また事務所・店舗においては個人または法人が自ら事業に使用するため、住宅等を取得若しくは自らが所有する既存の建築物の増改築（内装木質化を含む）を行う者をいう。
 - オ 工務店等
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けている者。

(要領第4条：認証の申請)

- 4 CO₂貯蔵量認証を受けようとする者は、木材使用量が確定したときは速やかに認証申請書（様式1号）に必要書類を添えて知事に申請を行うものとする。
ただし、「県産木材活用住宅等支援事業」による申請の場合は、認証申請書に替えて、

県産木材活用住宅等支援事業補助金交付申請書により補助金事業実施主体の長を通して知事に申請を行うものとする。

- (2) 前項の申請を行うことができる者は次のとおりとする。なお、申請は1物件に係る請負契約1件につき1回限りとし、申請できる者が複数いる場合はいずれかが取りまとめ、申請するものとする。

ア 木造住宅等・内装木質化等

工務店等、施主（建売住宅の場合は買主）、製造者、設計者及び一般社団法人埼玉県木材協会会長。

(要領第5条：認証)

- 5 知事は、前項の申請書の内容について審査を行い適正と認められるときは、申請者及び認証申請書（様式1号）に記載された申請者が希望する工務店等、施主、製造者、設計者に対して認証書（様式2-1号）を交付するものとする。ただし、「県産木材活用住宅等支援事業」による申請の場合は、工務店等に対しては認証書（様式2-1号）、施主に対しては認証書（様式2-2号）を交付するものとする。

- (2) 知事は、第1項の審査を行うに当たり、必要に応じて、対象建築物や県産木材の納入状況等について調査を行うことができるものとする。

(要領第6条：認証の変更)

- 6 認証を受けた者は、認証事項に変更が生じた時は、認証変更申請書（様式3号）を知事に提出しなければならない。この場合には、交付済みの認証書は返還するものとする。

- (2) 前項の規定は、前号の変更申請の認証について準用する。

- (3) 知事は、変更の認証を行ったCO₂貯蔵量を様式2-1号により、申請者及び認証書（様式2-1号）を交付した工務店等、施主、製造者、設計者に交付する。ただし、「応援県産木材活用住宅等支援事業」による申請の場合は、工務店等に対しては認証書（様式2-1号）、施主に対しては認証書（様式2-2号）を交付するものとする。

附 則

この基準は、平成22年10月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 7月4日から施行する。